

神奈川のみなさん?
ご存知ですか?

神奈川県は、全日本交通安全協会・損保ジャパン日本興亜と

「自転車等の交通安全の促進に関する協定」を締結しています。

全日本交通安全協会の
自転車会員入会

および

サイクル
安心保険加入

(自転車総合保険)
ご案内



“安心安全のまち”
神奈川県
神奈川県PRキャラクター
かながわキンタロウ
©神奈川県 かながわキンタロウ®



神奈川県では、2019年4月1日より条例が施行され、
2019年10月1日より

自転車損害賠償責任保険等

への加入が

義務化と
なりました!

意外と近い
自転車リスク

自転車が加害者
となる事故が多発!
子ども(未成年)の加害事故、
賠償責任は親!

自転車事故は
約5分49秒に1件
発生しています!



※警察庁「平成29年の交通事故の発生状況」および
「平成29年における交通死亡事故の特徴について」から作成

自転車側に1億円近い
高額賠償を命じる判決も!

【高額賠償の例】 賠償額 9,521万円
(神戸地方裁判所、平成25(2013)年7月4日判決)

男子小学生(11歳)が夜間、帰宅中に自転車で行中、
歩道と車道の区別のない道路において歩行中の女性(62
歳)と正面衝突。女性は意識が戻らない状態となった。

Web申込みでお得!

年間掛金 1,230円~

1か月あたり
約103円~
(Web加入、プランAの場合)

最高1億円の自転車事故による
賠償責任を補償! 詳細は裏面をご確認ください!

賠償事故の場合 (プランA・B・C共通)

ご家族全員を
1億円補償!

傷害事故の場合 (プランB・Cのみ)

入院時の補償から
もしものときまで

安心の

示談交渉サービス!

Web加入
の場合
掛金がお安い

Web加入
の場合
加入者票は
その場で
ダウンロード

Web加入
の場合
クレジット
カード決済

自転車会員に入会して
「サイクル安心保険」を利用しましょう。

- パンフレットまたは協会ホームページから「どなたでも入会できます!」
- ホームページからは「便利なクレジットカード払いができます!」

詳しくは 全日本交通安全協会 自転車会員 検索 をクリック!



Web加入がお得!

モバイルから

左記のQRコードからアクセスしてください。
24時間、土日祝日いつでも加入できます。
クレジットカードで決済されるとその場で加入者票を印刷できます。



サイクル安心保険コールセンター

「サイクル安心保険加入」についてはお電話で
お問い合わせください。
【野球猫チータン】はサイクル安心保険のイメージキャラクターです。©NIPPON ANIMATION CO., LTD.

0120-691-744

【受付時間】
平日:午前9時~午後5時

問い合わせ先(保険会社等の相談・苦情・連絡窓口)【受付時間】(営業店・代理店ともに) 平日 午前9時~午後5時
引受保険会社 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 営業開発部第二課
〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
サイクル安心保険コールセンター
損保ジャパン日本興亜本社ビル14階
TEL 03-3349-3578
取扱代理店(幹事) 株式会社インシュアランスサービス 自転車保険担当窓口
〒160-0004 東京都新宿区四谷2-9番ビル2F TEL 0120-691-744
取扱代理店(非幹事) 一般社団法人 自転車安全対策協議会 事業部 TEL 0570-031965

団体連絡先 一般財団法人 全日本交通安全協会 自転車会員係
TEL 03-6261-2927(受付時間:午前9時15分~午後5時)

自転車保険
事故受付専用ダイヤル

受付時間 24時間365日 0120-023-192

※事故のご連絡の際は、必ず「サイクル安心保険」の「お困りの方へ」をご覧ください。
事故が起こった場合は、ただちに警察に届けるとともに、加入者票をお手元にご準備のうえ、
左記事故受付専用ダイヤルまたは損保ジャパン日本興亜、取扱代理店までご連絡ください。

- 取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領・保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいで有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものになります。
- このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しております。必要に応じて、損保ジャパン日本興亜公式ウェブサイト(https://www.sjnk.jp/)をご参照ください。ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトと約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。
- 加入者票は大切に保管してください。また、3か月を経過しても加入者票が届かない場合は、損保ジャパン日本興亜までご連絡ください。

指定紛争解決機関 損保ジャパン日本興亜は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパン日本興亜との間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会
そんぽADRセンター

0570-022808

【受付時間】 平日:午前9時15分~午後5時(土・日・祝日・年末年始は休業)
※通話料別。詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(http://www.sonpo.or.jp/)



一般財団法人 全日本交通安全協会

神奈川県 かながわの交通安全



神奈川県警察